広報 おがの インフォメーション

インフォメーション 広報 おがの

地域性苗木等配付事業

イロハモミジの苗木を無償配付します

地域性苗木等配付事業では、森林の生物多様性と自 然環境を保持した森林保全の推進を図ることを目的に、 町内に山林を所有している個人又は法人に対して、無償 で「イロハモミジの苗木」を配付します。

配付対象●次の項目のいずれかに該当する人です。

- ■森林整備のため、間伐又は更新伐を行う人
- ■森林の境界木として、植樹を行う人
- ■自然環境保全のため、景観樹木として植樹を行う人
- ■地域資源として活用するため、植樹を行う人

植樹場所●町内に存する土地で地目が山林として登記 されている場所

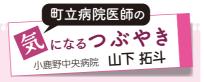
※ただし、自然環境保全又は地域資源の活用に必要が あると認められる場合には、この限りでない。

配付樹木●イロハモミジ苗木(高さ50m~100m程度) ※土地一筆につき10本を上限

- ■植付けや水やり等の管理は、申請者が行ってくださ
- ■肥料や資材等は申請者が用意してください。
- ■枯れ補償は行いません。
- ■植え付け後に位置図・写真等を提出してください。

申込&問合せ●9月2日(月)から20日(金)までに申請書 類を提出してください。なお、申請書類は両神庁舎・産業 振興課にあります。また、町ホームページからもダウン ロードできます。

両神庁舎·産業振興課☎79-1101





熱中症にご用心!

こんにちは。町立病院総合診療 科の山下です。今回からこちらの コーナー、内田先生からバトンを受 け取りまして、町立病院医師が持ち

回りで病気の解説などをしてまいりますので、どうぞよろしく お願いします。

さて、この原稿が広報紙に載る頃にはすっかり残暑の 季節になっていると思います。しかし、9月に入っても油断 できないのが熱中症!昨年は猛暑の影響で、全国で9万 人以上の方が病院に搬送され、160人もの方が亡くなりま した。秩父郡市内でも、1人の方が熱中症で亡くなられて います。このように命を奪いかねないような危険な熱中症 は、①温度や湿度が高い環境、②水分不足で汗がかけな い、などの原因が重なって起こります。

●エアコンや扇風機などで、室温を下げましょう。

熱中症は日射病とは違い、室内にいてもかかる病気で す。節電も大事ですが、命を守るために無理せず、エアコン などを使って熱のこもらない環境を作りましょう。

●こまめに水分補給をしましょう。

外出や入浴などの汗をかく前は、喉が渇いていなくても こまめな水分補給を。汗をかいた後は、必ずこまめに水 分・塩分補給を心掛けましょう。ただし、心臓の病気をお 持ちの方は、水分や塩分の過剰摂取は心臓に負担をか けますので、あらかじめ主治医に相談してください。

●外出の際は、熱中症対策をしっかりと!

日傘や帽子などで日よけをし、通気の良い服で出かけ ましょう。外出前に水分は取りましたか?水筒など水分補 給の準備も忘れずに!

●熱中症の症状を知り、早い対応を!

吐き気、筋肉のけいれん、頭痛、めまい、だるい、頭が ぼーっとするなどの症状があれば、熱中症の可能性があ ります。

- ●意識がしっかりしているなら、スポーツドリンクなどで 水分補給を。
- ●服をゆるめ、冷やしたタオルなどでわきの下や足の付 け根を冷やす。
- ●風通しのよい木陰や冷房の効いた部屋など、涼しい 環境に移動する。
- 意識がはっきりしなければ、すぐに医療機関へ受診

特にご高齢の方や小さなお子さんは、熱中症にかかり やすいだけでなく、ご自身の症状をはっきりと伝えられな いことも多く注意が必要です。自分だけでなく、ご家族など 身の回りの方々にも気を配り、残暑を乗り切りましょう!

マイホーム取得奨励金の交付対象が広がりました

子育て世帯の住宅取得を支援するマイホーム取得奨 励金制度を改正し、交付対象を拡大しました。

変更点

- ①中古住宅を取得した場合も対象になりました。
- ②夫婦いずれかの1親等内の直系尊属が同居する場合 (いわゆる2世帯住宅)も対象になりました。
- ※平成31年4月1日以降に住宅を取得した場合です。

交付対象●次のすべてに該当する場合です。

- ■子育て中の世帯(住宅を取得した年度に満15歳以下の 子どもがいる世帯)であること。※2世帯住宅を含む。
- ■世帯全員が取得した住宅に住所を設定し、現に居住を 開始していること。
- ■定住促進奨励金の交付を受けていないこと。
- ■取得した住宅が一戸建ての専用住宅又は併用住宅で あること。
- ■町税、国民健康保険税の未納がないこと。

奨励金額

- ■町内に住所を有する建設業者が住宅の建築を行った 場合20万円
- ■町外の建設業者が住宅の建築を行った場合10万円
- ■中古住宅を取得した場合10万円

交付申請●住宅取得後6カ月以内に次の必要書類を持 参のうえ、申請してください。

- ①マイホーム取得奨励金交付申請書
- ②世帯全員の住民票(世帯主及び続柄が記載されたも
- ③町税等に係る納税証明書
- ④建築請負契約書又は売買契約書の写し
- ⑤全部事項証明書(登記簿謄本)
- ⑥2世帯住宅の場合は、当該直系尊属の子の戸籍謄本
- ※①マイホーム取得奨励金交付申請書は、小鹿野庁舎・ 総合政策課にあります。また、町ホームページからもダウ ンロードできます。

町ホームページ

トップ画面 > 暮らし・手続き > 住まい支援

> 住まいに関する支援制度 > マイホーム取得奨励金

申込&問合せ●小鹿野庁舎·総合政策課

☎75-1238

メール machi@town.ogano.lg.jp



直接、採用担当者と面談できるチャンスです!! 小鹿野就職相談会を開催します

小鹿野地域での就職を希望する人を対象に就職相談 会を実施します。事前の申込は不要で、入退場も自由で す。ぜひこの機会にご参加ください。

日時●9月25日(水)14:00~16:00

場所●小鹿野文化センター

対象●小鹿野地域での就職を希望する人



内容●参加事業所との個別面談(複数事業所可)

持ち物●ハローワークカード(お持ちの人)、履歴書 ※参加事業所などの詳しい情報は、町ホームページをご 覧ください。

問合せ●両神庁舎・産業振興課☎79-1101 ハローワーク秩父職業紹介部門☎22-3215

農地の利用状況調査を 実施します

小鹿野町農業委員会では、『農地の利用確認』、『遊休 農地の把握・発生防止・解消』、『違反転用農地の発生防 止・早期発見』を目的として、9月から11月にかけて農地 の利用状況調査を町内全域で行います。

調査にあたり、帽子及び腕章を着用した農業委員会委 員が農地等に立ち入る場合がありますが、ご理解とご協 力をお願いします。

問合せ●小鹿野町農業委員会事務局☎79-1101 (両神庁舎・産業振興課内)

耕作放棄地の草刈りを お願いします

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生、鳥獣害、 枯れ草火災の原因やゴミの不法投棄の誘発など、周辺 の農業や近隣住民の生活に大きな影響を及ぼします。

自ら耕作できない農業者は、農地を他の農業者に貸 すなど、耕作放棄地が発生しないようにしましょう。

また、農地の権利を有する人は、その農地を農地とし て利用する責務があります。草木の伐採・病害虫の駆除 を行い、近隣住民に迷惑をかけないように適正な管理を お願いします。

問合せ● 小鹿野町農業委員会事務局**☎**79-1101 (両神庁舎・産業振興課内)

8 広報 おがの 9月号